

社団法人カシオペア青年会議所定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会議所は、社団法人カシオペア青年会議所と称する。

(事 務 所)

第2条 本会議所は、事務所を岩手県二戸市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、次に掲げる事項をその目的とする。

(1) 地域社会の正しい発展と地域住民の福祉向上のため諸問題の研究及び実践を図り、これらの活動を通じて会員相互の理解を深めるとともに自己の研鑽に努め、もって社会と人間の開発に資すること。

(2) 社団法人日本青年会議所（以下「日本青年会議所」という。）及び国際青年会議所の機構を通じ、また関係諸団体との提携のもとに国家的、国際的理解及び親善を助長し、日本と世界の繁栄と平和に寄与すること。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人、又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 政治、経済、社会、文化等に関する調査研究及びこれらの改善に資する計画の立案と実現を推進する諸事業

(2) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を利する事業

(3) 国際青年会議所及び日本青年会議所並びに国内、国外の青年会議所その他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業

(4) その他本会議所の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第6条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第2章 会員及び会費

(会員の種別)

第7条 本会議所の会員は、次の3種とし、正会員に限り民法上の社員とする。

(1) 正 会 員

(2) 特別会員

(3) 賛助会員

(正 会 員)

第8条 二戸市、一戸町、軽米町、九戸村及びその周辺に住所又は勤務地を有する20歳以上40歳未満の年齢の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者を正会員とする。ただし、

正会員である者が 40 歳に達した場合においても、当該年齢に達した年度内は、正会員としての資格を有する。

(特別会員)

第 9 条 年度末において 40 歳に達していた正会員で、理事会で承認された者を特別会員とする。

(賛助会員)

第 10 条 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は法人で、理事会において入会を承認された者を賛助会員とする。

(会員の権利)

第 11 条 正会員は本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第 12 条 会員は、本定款及び本会議所の規程を遵守し、本会議所の目的達成に努力する義務を負う。

(入 会)

第 13 条 正会員になろうとする者は、別に定める会員資格規程により、入会の手続を行わなければならない。

(入会金及び会費)

第 14 条 会員は、入会に際し入会金を、又、毎年所定の納期に会費を納入しなければならない。
2. 入会金及び会費の額並びに納入期限は、会員資格規程で定める。

(休 会)

第 15 条 やむを得ない事由により長期間本会議所の例会・事業等に出席できない正会員は、理事会の承認を得て休会することができる。ただし、休会中の期間に係る会費は、これを免除しない。

(会員資格の喪失)

第 16 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は解散したとき。
- (3) 破産又は禁治産若しくは準禁治産の宣告を受けたとき。
- (4) 除 名

(退 会)

第 17 条 退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して退会届けを理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第 18 条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決に基づきこれを除名することができる。ただし、議決の前にその会員に対して弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会議所の体面を傷つける行為又は、本会議所の趣旨に反する行為のあったとき。
- (2) 会費納入義務を履行しないとき。
- (3) 出席義務を著しく履行しないとき。(休会中の場合を除く)

(抛出金品の不返還)

第 19 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費等の金品は、これを返還しない。

第 3 章 総 会

(総会の構成)

第 20 条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種別)

第 21 条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の招集)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 月及び 1 2 月に理事長が招集する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に理事長が招集する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事が必要と認めたとき。

(3) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。

(4) 民法第 59 条第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

3. 前項第 3 号の規定による総会は、その請求を受け取った日から 30 日以内に招集しなければならない。

4. 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに開催の日時及び場所を記載した書面をもって、開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。ただし、正会員全員が出席したときには、この期間を置かないことができる。

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、理事長又は理事長の指名する正会員がこれに当たる。

(総会の成立及び決議)

第 24 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2. 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(表 決 権)

第 25 条 正会員は、総会における各 1 個の表決権を有する。

(総会の議決事項)

第 26 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更

(3) 事業報告及び会計報告の承認

(4) 役員を選任

(5) 入会金及び会費の額の決定

(6) 解散及び残余財産の処分方法の決定

(7) 次に掲げる諸規程の設定、変更及び廃止

- ア. 運営規程
- イ. 会員資格規程
- ウ. 役員選任規程
- エ. 庶務規程
- オ. 基金管理規程

(8) 会員の除名に関する事項

(9) その他特に重要な事項

(総会の特別議決)

第 27 条 前条第 1 号及び第 8 号に掲げる事項を総会で議決する場合には、出席正会員の 3 分の 2 以上の同意を、同条 6 号に掲げる事項を総会で議決する場合には、総正会員の 4 分の 3 以上の同意を必要とする。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録は、議長及び出席した会員又は理事のなかからその会議に於いて選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 4 章 役員

(役員の種類及び数)

第 29 条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 直前理事長 1 人
- (3) 副理事長 1 人以上 5 人以内
- (4) 専務理事 1 人
- (5) 理事（理事長、副理事長及び専務理事を含む。）10 人以上 30 人以内
- (6) 監事 1 人又は 2 人

2. 監事は、他の役員を兼務し、又は室、若しくは委員会の構成員となることができない。

(役員資格及び任免)

第 30 条 役員は、本会議所の正会員たることを要し、総会において選任し、及び解任する。ただし、直前理事長は、前年度の理事長をもって充てる。

2. 理事長、副理事長、専務理事及び理事をもって民法上の理事とする。

3. 役員を選任は、役員選任規程の定めるところにより行う。

(役員任期)

第 31 条 役員任期は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとし、再任を妨げない。

2. 任期の半ばに選任された役員の任期は、その期の末日までとする。
3. 役員は、辞任した場合又は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第 32 条 理事長は、本会議所を代表し、所務を総理する。

2. 直前理事長は、理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。
3. 副理事長は、理事長を補佐して所務をつかさどり、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 専務理事は、理事長を補佐し、事務局を統轄し、所務を処理する。
5. 理事は、理事長を補佐し、所務を分掌する。
6. 監事は、民法第 59 条の職務を行うほか、理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、理事会における議決権を有しない。

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 33 条 本会議所の理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、毎月 1 回以上理事長がこれを招集する。

2. 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の 2 分の 1 以上の要求があったときに、理事長がこれを招集する。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(理事会の成立及び決議)

第 36 条 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席により成立し、その議事は、出席理事の過半数の同意をもってこれを決する。ただし、総会において特別議事を要する事項についての決議は、出席理事の 4 分の 3 以上の多数の同意をもってこれを決する。

(理事会の決議事項)

第 37 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項。
- (3) その他総会の議決を要しない所務の執行に関すること。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事のなかから選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

2. 前項の議事録に記載すべき事項については、第 28 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項第 2 号中「会員又は理事」とあるのは「理事」と、同項第 3 号中「会員の数又は理事の氏名」とあるのは「理事の氏名」と読み替えるものとする。

(常任理事会)

第 39 条 本会議所に理事長、副理事長及び専務理事をもって構成する常任理事会を設置するこ

とができる。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第40条 本会議所は、毎月1回以上例会を開く。

2. 例会の運営については、運営規程の定めるところによる。

(委員会の設置)

第41条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査し、研究し、審議し、又は実施するために委員会を設置する。

2. 委員会の運営に関し必要な事項は、運営規程に定める。

(委員会の構成等)

第42条 委員会に委員長1人、副委員長3人以内及び委員を若干人を置く。

2. 委員長は、理事のなかから理事長が理事会の承認を得て委嘱し、副委員長、及び委員は正会員のなかから理事長が理事会の承認を得て任命する。

第7章 事務局

(事務局)

第43条 本会議所は、本会の事務処理を円滑ならしめるために、事務局を設置する。

2. 事務局の運営に関し必要な事項は、庶務規程に定める。

(事務局長)

第44条 事務局長は、理事長が理事のなかから理事会の承認を得て任命する。

第8章 会計及び資産

(会計担当理事)

第45条 本会議所は、会計業務を円滑ならしめるため、会計担当理事を置く。

2. 会計担当理事は、理事長が、理事のなかから理事会の承認を得て委嘱する。

3. 会計経理に関し必要な事項は、庶務規程に定める。

(資産)

第46条 本会議所の会計は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 入会金

(3) 寄付金品

(4) 資産から生ずる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(会計区分)

第47条 本会議所の会計は、各事業年度ごとに、一般会計、特別会計及び基金管理会計の3種に区分して処理する。

2. 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。

3. 特別会計は、一般会計で処理するが、不相当と認められる大規模又は、特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。

4. 基金管理会計は、基金に関する収支及び基金により取得した財産の管理運用を経理する。

(会計年度)

第 48 条 本会議所の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

(資産の管理)

第 49 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(資産の請求権)

第 50 条 本会議所の会員は、その資格を喪失するに際し、本会議所の資産に対し、いかなる請求をもすることができない。

第 9 章 管 理

(定款その他の書類の備付け)

第 51 条 理事長は、定款、諸規程、総会議事録、財産目録及び社員名簿を本会議所事務局に備えて置かなければならない。

2. 理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がある場合を除くほか、これを拒んではならない。

(報告書類)

第 52 条 理事長は、毎事業年度、1 月に開かれる通常総会の会日の 7 日前までに、前事業年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 貸借対照表

(4) 財産目録

2. 監事は、前項の規定による書類の送付を受けたときは、その通常総会の 3 日前までに意見書を理事長に提出しなければならない。

3. 理事長は、前項の監事の意見を添えて第 1 項各号の書類を同項の通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

4. 理事長は、毎事業年度、通常総会の会日の 7 日前までに第 1 項各号の書類を事務局に備えて置かなければならない。

5. 理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がある場合を除くほか、これを拒んではならない。

(報告書類の提出)

第 53 条 理事長は、通常総会終了後、遅滞なく第 52 条第 1 項各号の書類を岩手県知事及び日本青年会議所に提出しなければならない。

第 10 章 解 散

(解散及び残余財産の帰属)

第 54 条 本会議所は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解

散する。

2. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、岩手県知事の許可を得て本会議所と類似の目的をもつ公益法人その他の団体に寄付するものとする。

(解散の場合の会費の徴収)

第 55 条 本会議所は、解散後であっても、総会の議決を得て、その債務を完済するに必要な限度において、会員の出損によってその債務を弁済することができる。

第 11 章 雑 則

(定款変更)

第 56 条 本定款は、総会の議決を経、岩手県知事の認可を得なければ変更することができない。

(定款の届出)

第 57 条 変更された定款は、速やかに岩手県知事及び日本青年会議所に届け出なければならない。

(顧問)

第 58 条 本会議所は、顧問若干人を置くことができる。

2. 顧問は、理事長が理事会の推薦により、委嘱する。

(委任)

第 59 条 本定款に定めるものの他、本定款の施行について必要な事項は理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

この定款の改正は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

社団法人カシオペア青年会議所運営規定

〈目 的〉

第1条 本規定は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめる為に(社)カシオペア青年会議所定款に基づき、組織運営等に関する原則を定める。

(役員の仕事)

第2条 本会議所の役員は、定款に定めるほか、次の仕事を有する。

1、理事長

(1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、全ての事業の総括責任をもつ。

(2) (社)日本青年会議所総会、地区協議会及びブロック協議会の会員会議所会議に出席し、本会議所の有する表決権の行使及び意見の発表を行う。

2、直前理事長

理事会に出席し、所務その他について必要な助言をする。

3、副理事長

(1) 理事長と連絡を密にし、常に意見の統一と調整をはかり、本会議所の円滑な運営並びに対外的な活動のため、一体となって努力する。

(2) 各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整をはかる。

4、専務理事

(1) 理事長及び副理事長と連絡を密にし、常に意見の統一と調整をはかり本会議所の運営並びに対外的な活動のため一体となって努力する。

(2) 事務局及び会計を統轄する。

5、事務局長

専務理事を補佐し、次の事項を分担処理する。

(1) 庶務、文書に関する事項

(2) 本会議所庶務規定第2条に規定されている事項

(3)、理事会の設営、運営

(4)、例会の設営、運営をする総務委員会の補佐

(5)、会員名簿の作成完備

6、理事

理事長を補佐し、理事会に出席して次の事項を審議処理すると共に各委員会を担当し率先その運営にあたる。

(1) 定款及び諸規定に関する事項

(2) 総会及び例会に関する事項

(3) 会員の入退会、褒賞、除名及び出席向上に関する事項

(4) 委員会又は部会の編成及び設置改廃に関する事項

(5) 新入会員の指導に関する事項

(6) 事業計画及びその実行並びに事業報告に関する事項

(7) 委員会活動の助言及びその調整に関する事項

(8) 広報活動に関する事項

(9) その他の事項

7、監事

本会議所の業務及び財産状況を監査する。又、理事会に出席して意見を述べるができる。

(例会並びに出席に関する事項)

第3条

1、 例会は原則として毎月12日に開催する。ただし、理事会の決議により変更することができる。

2、 正会員は例会、通常総会、臨時総会、所属委員会その他本会議所が催す会合に出席しなければならない。

社団法人カシオペア青年会議所会員資格規程

第1条 本規程は(社)カシオペア青年会議所定款に基づき、本会議所会員資格に関する事項を規定する。

第2条 新会員加入審議に関する事項

1、入会の申し込みは正会員2人の推薦を必要とする。推薦者は所定の様式に従い本人との関係及び推薦理由を記し、理事長宛提出する。

2、理事会は推薦者の意見を参考として審議し、理事会で仮入会の可否を決定する。

3、仮入会を認められたものは、推薦者と共に理事長と面接し、J Cに関する責任義務履行について誓約書を提出する。

4、仮入会后3ヶ月間に例会、委員会並びにそれに準じた公式行事に3回以上出席し、同時に本人が入会を希望したときは、理事会において正式に入会を確定する。

5、正式に入会を認められた会員は、入会金並びに会費を納入し、会員章を着用する。

6、本人が入会を希望し、理事長が特に会員たる資格を有すると判断した者は、理事会で協議の上入会の可否を決定する

第3条 会費納入に関する事項

1、本会議所の会費及び納入期限を次の通りとする。

正会員会費	年額	毎年の理事会において決定後総会で承認
	納入期限	一括2月末 又は 分割12月末
特別会員会費	終身会費	50,000円 卒業年度12月末

入会金は5,000円とし、正会員としての正式入会を認められたと同時に納入しなければならない。ただし、正会員より特別会員になる場合は入会金を必要としない。

又、他青年会議所会員として転居等により本会議所に加入せんとするもので、他青年会議所の正会員の証のあるものは入会金を半額とする。

2、会員が6月末日迄入会したときは年会費を全額とし、7月1日以降入会した時は、その半額とする。

第4条 会員失格に関する事項

1、正会員は年間出席率50%未満の場合、又は会費を6ヶ月以上納入しなかった場合には理事会の決議に基づき、総務委員会は直ちに10日間の猶予期間を設けて、出席又は会費納入の督促状を発送する。

2、前項の督促状の猶予期間に何等の回答なきときは、理事会に報告し理事会の決議により、更に、10日間の猶予期間を設けて退会勧告状を発送し、何等の回答のないときは退会したものと見做し、理事長は退会決定を本人に通告する。

3、長期間にわたる病気若しくは海外出張等により、長期欠席を余儀なくされたときは、休会届を提出する。休会が1年以上におよんだときは一時退会勧告する。

第5条 特別会員に関する事項

1、正会員の年齢を超過したものは、その年度末において自動的に本会議所を退会するものとする。

ただし、この場合にはその会員はすべて特別会員になる資格を持つ。

2、前項以外に特別会員の申込をすることはできない。

特別会員を希望するものは、改めて特別会員申込書を理事長に提出する。

3、特別会員は、終身会費を納入し、あらゆる会合に出席する場合にはその実費を納入するものとする。

特別会員は、役員の選挙、被選挙権はない。

理事会の諮問ある場合に限り、本会の運営に関する意見を具申することができる。

賛助会員は役員の選挙、被選挙権はない。

第6条 賛助会員に関する事項

本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人、及び団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。その場合の会費は一口10,000円とする。

賛助会員を希望するものは、賛助会員申込書を理事長に提出する。

賛助会員はあらゆる会合に出席する場合は、その実費を納入するものとする。

賛助会員は役員の選挙、被選挙権はない。

(細 則)

第7条 本規程の施行に関する細則は理事会の決議をもって定める。

附 則

本規程は昭和45年3月13日より施行する。

昭和51年9月20日改正

昭和56年11月10日改正

平成5年1月20日改正

平成16年1月5日改正

平成17年1月11日改正

平成20年12月6日改正

社団法人カシオペア青年会議所
役員選任の方法に関する規程

- 第1条 本規程は(社)カシオペア青年会議所定款に基づき役員を選任に関する事項を規定する。
- 第2条 毎年9月に臨時総会を開催して本会議所の次年度役員候補者を選任、これを決定する。
- 第3条 次年度役員選考委員7名を現理事長を除く5名の連記の記名投票により正会員より選出し、理事会で承認し、現理事長を含む8名で選考委員会を構成する。
- 第4条 選考委員会は、次年度理事長候補を総会当日までに責任を持って決定し理事会の承認をうける。ただし、この場合選考委員中より次年度理事長候補を選出することをさまたげない。
- 第5条 選考委員会は総会において、次年度理事長候補者を指名し、総会の承認をうける。
- 第6条 選考委員会は次年度理事長予定者と協議の上、副理事長、専務理事、理事及び監事候補者を決定し、総会の承認をうける。ただし、この場合選考委員中より次年度役員候補者を選出することをさまたげない。
- 第7条 次年度理事長予定者は速やかに理事予定者を招集、各委員会の分担を協議の上決定する。
- 第8条 選任された次年度役員予定者は、翌年1月1日より正式に本会議所役員となる。
- 第9条 (社)日本青年会議所の役員及び委員候補者を本会議所より選出する必要があるときは、理事会において候補者を選出、総会において承認をもとめる。
- 第10条 任期中の役員に欠員が生じたとき理事長の場合は副理事長の1名を、副理事長及び専務理事の場合は理事の中より、理事及び監事の場合は会員中より選出し、理事会において決定し総会の承認を得る。
- 第11条 次年度役員選考委員選出に関する管理には、専務理事及び監事がこれに当たる。

附 則

本規程は昭和45年3月13日より施行する。

昭和51年9月20日改正

昭和56年11月10日改正

平成16年9月17日改正

平成20年1月31日改正

社団法人カシオペア青年会議所庶務規程

第1条 本規程は、(社)カシオペア青年会議所定款に基づき、事務局、会計、経理、慶弔、旅費等の庶務に関する事項を規定する。

(事務局に関する事項)

第2条 総会及び理事会の議事録は事務局長がこれを作成し、事務局に備付けるものとする。事務局は事業年度毎に次の分類に従い、文書を整理保存しなければならない。

- 1、本会議所の定款並びに諸規定 (永久保存)
- 2、総会及び理事会議事録 (永久保存)
- 3、本会議所内部の文書綴 (5年間保存)
- 4、日本J C 及びJ C 関係の文書綴 (1年間保存)
- 5、前1、2、3、号に属さない文書綴 (1年間保存)
- 6、本会議所の会報と広報紙綴 (永久保存)
- 7、事務日誌
- 8、他のJ C 機関誌又はパンフレット綴
- 9、受発信簿
- 10、会計諸帳簿 (保存期間別に定める)

(会計、経理に関する事項)

第3条

1、本会議所は会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。

1 帳 簿

総勘定元帳、補助元帳

2 決算書類及び諸表

貸借対照表、未収金明細書、未払金明細書、収支決算書、事業報告書、監査報告書、剰余金(欠損金)処分計算書、財産目録

2、予算は理事会において案を作り、総会の議決を経なければならないが、案の作成にあたっては各委員会の計画を尊重すると共に、計算基礎を具体的に然も実行可能であるように注意しなければならない。

3、予算の執行は会計担当理事の権限とする。執行にあたっては計画を綿密にたてて冗費をはぶき、効果的に運用することに努めなければならない。ただし、予算の趣旨を逸脱するような場合は、総会の議決を経なければならない。

4、単位事業がおわったときは、担当理事は速やかに計算書証憑及び関係書類を揃え捺印の上理事長へ提出しなければならない。

5、金銭の出納は、会計担当理事の責任とする。ただし、日常の経費にあてるため、小口の現金を事務局に預けたり、あるいは事業活動の資金として予算の一部を担当理事に前渡しすることは差し支えない。

6、出納にあたっては、次の証憑を揃えて必ず起票し、これらの書類は期日順に整理しておくものとして、入金した現金及び小切手は当日中に銀行へ預け入れ、手許の現金は事務局の小口現金を含め10,000円を越えてはならない。

1 収入については発行した領収書の控

2 支出については支出先の領収書

3 領収書取得不可能のものについては、担当理事が発行した支払証

7、会計はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし、理事長職名印と会計担当理事の私印とを併せて使用する。

8、決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払金、仮受金等は原則として夫々相当する科目に振替関係帳簿を照合かつ整理し、銀行預金残高証明等証拠書類をそろえ速やかに定款第 51 条に定める決算書類を作成しなければならない。

この整理は会計担当理事の責任とする。

9、理事会は会計担当理事より提出された決算書類を審議し、監事の監査をうけなければならない。

この期に生じた剰余金は理事会の決議により一部積立基金に繰り入れることができる。

10、監事は定款第 31 条の規定に従い、予算執行の状況を監査するとともに、次の事項を監査し、総会に報告しなければならない。このため必要な書類等の提示または説明を理事会に求めることができる。

1 決算書類の監査

2 帳簿、書類及び書憑書類の照合

3 現金及び預金残高の確認

4 帳簿、書類及び証憑書類の整理保存

5 その他会計監査上必要な事項

11、会計諸帳簿は次の区分に従い保存するものとする。

1 決算書類 (永久保存)

2 その他の会計書類 (次年度より起算して1年以上保存)

(慶弔に関する事項)

第 4 条 正会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

1. 会員の結婚 10000 円

2. 会員の死亡 20000 円

3. 会員の病気 (2週間以上の病臥の場合) 3000 円以上

4. 会員の災害等被災 3000 円以上

5. 会員の新開業、新建築又はこれに準ずる場合 5000 円

6. 会員及び会員夫人の出産 5000 円

7. 会員配偶者の死亡 10000 円

8. 会員両親及び子女の死亡 5000 円

9. 誕生祝 1000 円以内

10. その他必要と認められた時は理事会の承認を得るものとする。

(旅費に関する件)

第 5 条 本会議所の用務をもって理事長及び理事会より、依頼又は、承認をうけて出張した場合、実費を支給する事ができる。

(ペナルティーに関する事項)

第 6 条 正会員は次の各項に該当する場合は、理事会の決議をもってペナルティーを課すことができる。

1. 通常総会、臨時総会、定例会、委員会、理事会の会合に遅刻した場合。ただし、事前遅刻の連絡をした場合を除く。
2. 前号の会合に JC バッチを着用しない場合。
3. 前号の会合に無届欠席の場合。
4. 返信はがきを出さない場合。
5. 出席の返信で欠席の場合。

(細 則)

第 7 条 本規定の施行に関する細則は理事会の決議をもって定める。

附 則

本規定は昭和 45 年 3 月 13 日より施行する。

昭和 51 年 9 月 20 日改正

昭和 56 年 11 月 10 日改正